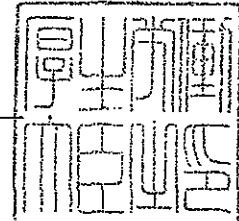


厚生労働省発食安第0123007号  
平成20年1月23日

薬事・食品衛生審議会  
会長 望月正隆 殿

厚生労働大臣 外添要



### 諮詢書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

次に掲げる農薬の食品中の残留基準設定について

シラフルオフェン



平成20年3月3日

薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会長 吉倉 廣 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成20年1月23日厚生労働省発食安第0123007号をもって諮詢された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づくシラフルオフェンに係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。



(別添)

## シラフルオフェン

1. 品目名：シラフルオフェン (Silafluofen)

2. 用途：殺虫剤

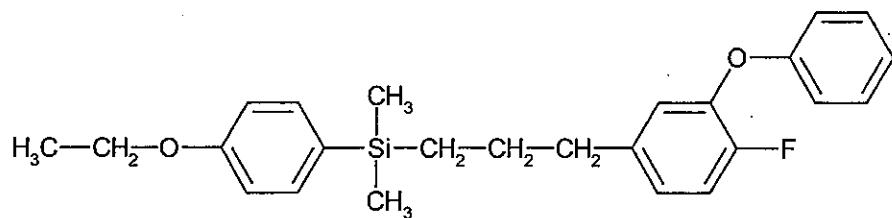
ケイ素原子を有する殺虫剤である。作用機構は昆虫の神経膜のナトリウムイオン透過性を変化させることにより神経線維の伝導をブロックすることにより作用すると考えられている。

3. 化学名

4-ethoxyphenyl[3-(4-fluoro-3-phenoxyphenyl)propyl]dimethylsilane (IUPAC)

(4-ethoxyphenyl)[3-(4-fluoro-3-phenoxyphenyl)propyl]dimethylsilane (CAS)

4. 構造式及び物性



分子式 C<sub>25</sub>H<sub>29</sub>FO<sub>2</sub>Si

分子量 408.6

水溶解度 0.001 mg/L (20°C)

分配係数 log<sub>10</sub>Pow = 8.2 (22°C)

(メーカー提出資料より)

## 5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬の適用病害虫の範囲及び使用方法は以下のとおり。

**作物名**となっているものについては、今回農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

### (1) 0.5% シラフルオフェン粉剤

作物名	適用場所	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シラフルオフェンを含む農薬の総使用回数
稻	—	ウンカ類 ツマグロヨコバイ カメムシ類 イナゴ類 コブノメイガ	3~4kg/10a	収穫 7 日前まで	2 回以内	散布	2 回以内
かんしょ		イネドロオイムシ イネミズゾウムシ成虫 フタオビコヤガ	3kg/10a		3 回以内		3 回以内
だいいず		イネツトムシ イネアザミウマ			2 回以内		2 回以内
えだまめ		ナガジロシタバ	4kg/10a		3 回以内		3 回以内
水田作物、 畑作物 (休耕田)	ヨシ、オギ、ススキ、 セイタカアワダチソウ 等の多年生雑草が優占 している休耕田	カメムシ類	3~4kg/10a	—	2 回以内		2 回以内

(2) 1.0%シラフルオフェン粒剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シラフルオフェンを含む農薬の総使用回数
稻	イネミズグウムシ	2~3kg/10a	収穫 21 日前まで	2 回以内	散布	2 回以内
	イネドロオイムシ イナゴ類 ウンカ類 ツマグロヨコバイ	3kg/10a				

(3) 19%シラフルオフェン乳剤

作物名	適用場所	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シラフルオフェンを含む農薬の総使用回数			
稻	—	ウンカ類 ツマグロヨコバイ カメムシ類 イナゴ類 コブノメイガ フタオビコヤガ	2000 倍	60~150 L/10a	収穫 14 日前まで	2 回以内	散布	2 回以内			
		ウンカ類 ツマグロヨコバイ カメムシ類 イナゴ類	500 倍	25L/10a							
		ウンカ類 ツマグロヨコバイ カメムシ類 コブノメイガ	16 倍	0.8L/10a			無人ヘリコプターによる散布				
		カメムシ類 ハスモントウ									
だいす											
じゅんさい	じゅんさい田	ジュンサイハムシ マグラミズメイガ	2000 倍	60~150 L/10a	収穫前日まで	—	散布	2 回以内			
水田作物、畑作物(休耕田)	ヨシ、オギ、ススキ、セイタカアワダチソウ等の多年生雑草が優占している休耕田	カメムシ類			—						

(4) 20%シラフルオフェン水和剤

作物名	適用病害虫名	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シラフルオフェンを含む農薬の総使用回数
稲	ウンカ類 ツマグロヨコバイ	16 倍	0.8L/10a	収穫 14 日前まで	2 回以内	空中散布	2 回以内
	カメムシ類 イナゴ類	60 倍	3L/10a				

(5) 20%シラフルオフェン水和剤

作物名	適用病害虫名	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シラフルオフェンを含む農薬の総使用回数
かんきつ	カメムシ類 チャノキイロアザミウマ						
りんご	シンクイムシ類 ハマキムシ類 キンモンホソガ ギンモンハモグリガ カメムシ類		200～ 700L/10a	収穫 14 日前まで			
なし	シンクイムシ類 ハマキムシ類 カメムシ類						
かき	カキノヘタムシガ カメムシ類 チャノキイロアザミウマ カキクダアザミウマ	2000 倍			2 回以内	散布	2 回以内
茶	チャノコカクモンハマキ チャハマキ チャノホソガ ヨモギエダシャク チャノミドリヒメヨコバイ チャノキイロアザミウマ		200～ 400L/10a	摘採 21 日前まで			
もも	モモハモグリガ カメムシ類		200～ 700L/10a	収穫前日まで			

## 6. 作物残留試験

### (1) 分析の概要

#### ① 分析対象の化合物

- ・ シラフルオフェン

#### ② 分析法の概要

試料をアセトン抽出し、n-ヘキサンに転溶後、フロリジルカラムクロマトグラフィーで精製し、ガスクロマトグラフ（GC／MS）で定量する。

定量限界 0.01～0.1 ppm

### (2) 作物残留試験結果

#### ① 水稻

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、0.5%粉剤を計3回散布（4kg/10a）したところ、散布後7～14日の最大残留量<sup>注1)</sup>は<0.02、<0.02 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2例）において、0.5%粉剤を計3回散布（4kg/10a）したところ、散布後7～14日の最大残留量は6.80、6.38 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、1.0%粒剤を計3回散布（3kg/10a）したところ、散布後21～28日の最大残留量は<0.02、<0.02 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2例）において、1.0%粒剤を計3回散布（3kg/10a）したところ、散布後21～28日の最大残留量は3.28、5.16 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、19%乳剤の2,000倍希釈液を計2または3<sup>注2)</sup>回散布（150L/10a）したところ、散布後14～21日の最大残留量は0.06、0.02 ppmであった。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2例）において、19%乳剤の2,000倍希釈液を計2または3<sup>注2)</sup>回散布（150L/10a）したところ、散布後14～21日の最大残留量は13.4、4.49 ppmであった。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、19%乳剤の2,000倍希釈液を計3回散布（150L/10a）したところ、散布後7日の最大残留量は0.08、0.06 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、19%乳剤の500倍希釈液を計3回散布（25L/10a）したところ、散布後14～21日の最大残留量は0.03、0.02 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、19%乳剤の2,000倍希釈

液を計 2 回散布 (150L/10a) し、0.5%粉剤を 1 回散布 (4kg/10a) したところ、散布後 7 日の最大残留量は 0.04、0.03 ppm であった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2 例）において、19%乳剤の 500 倍希釈液を計 2 回散布 (25L/10a) し、0.5%粉剤を 1 回散布 (4kg/10a) したところ、散布後 7 日の最大残留量は 0.03、0.02 ppm であった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2 例）において、0.5%粉剤を 1 回散布 (4kg/10a) したところ、散布後 6<sup>注3)</sup>～28 日の最大残留量は 4.75、4.18 ppm であった。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2 例）において、19%乳剤の 2,000 倍希釈液を 1 回散布 (150L/10a) したところ、散布後 14～28 日の最大残留量は 4.10、5.56 ppm であった。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2 例）において、0.5%粉剤を 1 回散布 (4kg/10a) したところ、散布後 8～42 日の最大残留量は <0.1、<0.1 ppm であった。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2 例）において、19%乳剤の 2,000 倍希釈液を 1 回散布 (150L/10a) したところ、散布後 14～42 日の最大残留量は <0.1、<0.1 ppm であった。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2 例）において、20%水和剤の 16 倍希釈液を 1 回空中散布 (0.8L/10a) したところ、散布後 27、32 日の最大残留量は <0.02、<0.02 ppm であった。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2 例）において、20%水和剤の 16 倍希釈液を 1 回空中散布 (0.8L/10a) したところ、散布後 27、32 日の最大残留量は 1.92、1.00 ppm であった。

水稻（青刈り）を用いた作物残留試験（2 例）において、20%水和剤の 16 倍希釈液を 1 回空中散布 (0.8L/10a) したところ、散布後 13～21 日の最大残留量は 1.42、1.04 ppm であった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2 例）において、19%乳剤の 2,000 倍希釈液を 1 回散布 (150L/10a) したところ、散布後 27、32 日の最大残留量は <0.02、<0.02 ppm であった。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2 例）において、19%乳剤の 2,000 倍希釈液を 1 回散布 (150L/10a) したところ、散布後 27、32 日の最大残留量は 2.52、4.54 ppm であった。

水稻（青刈り）を用いた作物残留試験（2 例）において、19%乳剤の 2,000 倍希釈液を 1 回散布 (150L/10a) したところ、散布後 13～21 日の最大残留量は 1.81、3.34 ppm であった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（3例）において、0.5%粉剤を1回散布（4kg/10a）し、19%乳剤の2,000倍希釈液を計2回散布（150L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量は0.04、0.04、0.06ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（3例）において、0.5%粉剤を1回散布（4kg/10a）し、19%乳剤の2,000倍希釈液を計2回散布（150L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量は8.82、6.02、9.14ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、0.5%粉剤を1回散布（4kg/10a）し、19%乳剤の500倍希釈液を計2回散布（25L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量は0.03、<0.02ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2例）において、0.5%粉剤を1回散布（4kg/10a）し、19%乳剤の500倍希釈液を計2回散布（25L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量は6.70、5.66ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を1回散布（100L/10a）し、19%乳剤の2,000倍希釈液を計2回散布（150L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量は0.04、0.08ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を1回散布（100L/10a）し、19%乳剤の2,000倍希釈液を計2回散布（150L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量は7.71、9.30ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（1例）において、20%水和剤の16倍希釈液を1回空中散布（0.8L/10a）したところ、散布後27日の最大残留量は<0.02ppmであった。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（1例）において、20%水和剤の16倍希釈液を1回空中散布（0.8L/10a）したところ、散布後27日の最大残留量は1.28ppmであった。

水稻（青刈り）を用いた作物残留試験（1例）において、20%水和剤の16倍希釈液を1回空中散布（0.8L/10a）したところ、散布後14～21日の最大残留量は1.05ppmであった。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（1例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を1回散布（100L/10a）したところ、散布後27日の最大残留量は<0.02ppmであった。ただし、この試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（1例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を1回散布（100L/10a）したところ、散布後27日の最大残留量は1.76ppm

であった。ただし、この試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（青刈り）を用いた作物残留試験（1例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を1回散布（100L/10a）したところ、散布後14～21日の最大残留量は1.24ppmであった。ただし、この試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、5%水和剤を1回空中散布（200mL/10a）したところ、散布後40, 38日の最大残留量は<0.02、<0.02ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2例）において、5%水和剤を1回空中散布（200mL/10a）したところ、散布後40, 38日の最大残留量は1.02、1.36ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（青刈り）を用いた作物残留試験（2例）において、5%水和剤を1回空中散布（200mL/10a）したところ、散布後14～21日の最大残留量は0.68、0.54ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、19%乳剤の2,000倍希釈液を1回散布（150L/10a）したところ、散布後40, 38日の最大残留量は<0.02、0.02ppmであった。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2例）において、19%乳剤の2,000倍希釈液を1回散布（150L/10a）したところ、散布後40, 38日の最大残留量は1.83、4.48ppmであった。

水稻（青刈り）を用いた作物残留試験（2例）において、19%乳剤の2,000倍希釈液を1回散布（150L/10a）したところ、散布後14～21日の最大残留量は1.00、2.54ppmであった。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、19%乳剤の16倍希釈液を計2回無人ヘリコプター散布（0.8L/10a）したところ、散布後14～21日の最大残留量は<0.02、<0.02ppmであった。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2例）において、19%乳剤の16倍希釈液を計2回無人ヘリコプター散布（0.8L/10a）したところ、散布後14～21日の最大残留量は3.52、3.94ppmであった。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、5%水和剤の4倍希釈液を1回無人ヘリコプター散布（0.8L/10a）したところ、散布後14日の最大残留量は0.02、<0.02ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2例）において、5%水和剤の4倍希釈液を1回無人ヘリコプター散布（0.8L/10a）したところ、散布後14日の最大残留量は2.14、3.64ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、19%乳剤の2,000倍希釈

液を1回散布(120-150L/10a)したところ、散布後14日の最大残留量は0.04、0.04 ppmであった。

水稻(稻わら)を用いた作物残留試験(2例)において、19%乳剤の2,000倍希釈液を1回散布(120-150L/10a)したところ、散布後14日の最大残留量は4.36、6.86 ppmであった。

## ②茶

茶(荒茶)を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の1,000倍希釈液を計2回散布(300L/10a)したところ、散布後21日の最大残留量は26.6、9.00 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

茶(浸出液)を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の1,000倍希釈液を計2回散布(300L/10a)したところ、散布後21日の最大残留量は0.08、0.04 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

茶(荒茶)を用いた作物残留試験(2例)において、10%乳剤の1,000倍希釈液を1回散布(1000L/10a)したところ、散布後21~30日の最大残留量は3.47、0.84 ppmであった。

茶(浸出液)を用いた作物残留試験(2例)において、10%乳剤の1,000倍希釈液を1回散布(1000L/10a)したところ、散布後21~30日の最大残留量は0.04、<0.03 ppmであった。

茶(荒茶)を用いた作物残留試験(2例)において、10%乳剤の1,000倍希釈液を計2回散布(200-1000L/10a)したところ、散布後21~42日の最大残留量は1.84、2.20 ppmであった。

茶(浸出液)を用いた作物残留試験(2例)において、10%乳剤の1,000倍希釈液を計2回散布(200-1000L/10a)したところ、散布後21~42日の最大残留量は<0.04、<0.04 ppmであった。

## ③かき

かき(果実)を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の2,000倍希釈液を計2回散布(500L/10a)したところ、散布後14~45日の最大残留量は0.72、0.30 ppmであった。

かき(果実)を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の1,000倍希釈液を計2回散布(500L/10a)したところ、散布後14~30日の最大残留量は1.13、0.50 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

## ④なし

なし(果実)を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の2,000倍希釈液を計2回散布(500L/10a)したところ、散布後14~45日の最大残留量は0.20、0.14 ppmであった。

なし（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の1,000倍希釈液を計2回散布（500L/10a）したところ、散布後14～30日の最大残留量は0.42、0.26 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

#### ⑤りんご

りんご（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釀液を計2回散布（700L/10a）したところ、散布後14～45日の最大残留量は1.06、0.20 ppmであった。

#### ⑥みかん

みかん（果肉）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釀液を計2回散布（700L/10a）したところ、散布後14～30日の最大残留量は0.03、<0.02 ppmであった。

みかん（果皮）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釀液を計2回散布（700L/10a）したところ、散布後14～30日の最大残留量は5.32、3.10 ppmであった。

みかん（果実全体<sup>注4)</sup>）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釀液を計2回散布（700L/10a）したところ、散布後14～30日の最大残留量は0.90、0.80 ppmであった。

#### ⑦夏みかん

夏みかん（果肉）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釀液を計2回散布（700L/10a）したところ、散布後14～30日の最大残留量は<0.02、<0.02 ppmであった。

夏みかん（果皮）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釀液を計2回散布（700L/10a）したところ、散布後14～30日の最大残留量は1.54、1.68 ppmであった。

夏みかん（果実全体<sup>注4)</sup>）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釀液を計2回散布（700L/10a）したところ、散布後14～30日の最大残留量は0.52、0.56 ppmであった。

#### ⑧ゆず

ゆず（果実全体）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釀液を計2回散布（500, 700L/10a）したところ、散布後14～30日の最大残留量は1.08、0.80 ppmであった。

#### ⑨大豆

大豆（乾燥子実）を用いた作物残留試験（2例）において、0.5%粉剤を計3回

散布（4kg/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量は<0.02、<0.02 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

大豆（乾燥子実）を用いた作物残留試験（2例）において、19%乳剤の16倍希釈液を計2回無人ヘリコプター散布（0.8L/10a）したところ、散布後14～21日の最大残留量は<0.02、<0.02 ppmであった。

#### ⑩えだまめ

えだまめ（さや）を用いた作物残留試験（2例）において、0.5%粉剤を計3回散布（4kg/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量は0.51、0.56 ppmであった。

#### ⑪かんしょ

かんしょ（塊根）を用いた作物残留試験（2例）において、0.5%粉剤を計3回散布（4kg/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量は<0.02、<0.02 ppmであった。

#### ⑫じゅんさい

じゅんさい（葉）を用いた作物残留試験（1例）において、19%乳剤の2,000倍希釈液を計2回散布（100L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量は<0.02 ppmであった。

じゅんさい（葉）を用いた作物残留試験（1例）において、19%乳剤の2,000倍希釈液を計2回散布（100L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量は<0.02 ppmであった。

#### ⑬もも

もも（果肉）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を計2回散布（400, 700L/10a）したところ、散布後1～21日の最大残留量は<0.02、<0.02 ppmであった。

もも（果皮）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を計2回散布（400, 700L/10a）したところ、散布後1～21日の最大残留量は6.89、13.4 ppmであった。

#### ⑭すだち

すだち（果実全体）を用いた作物残留試験（1例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を計2回散布（500L/10a）したところ、散布後14～42日の最大残留量は0.58 ppmであった。

これらの試験結果の概要については、別紙1を参照。

- 注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。  
 （参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」）
- 注2) 2回目の散布は雨間散布であったため、2日後に散布し直し3回となったものであることから、本来最大使用条件下として定められた2回の試験成績の誤差範囲内とみなし、当該試験成績を残留基準値の検討を行う際の参考としている。
- 注3) 6日で行われた試験を本来最大使用条件下として定められた7日の試験成績の誤差範囲内とみなし、当該試験成績を残留基準値の検討を行う際の参考としている。
- 注4) 分析部位の重量比を基に算出している。

## 7. 魚介類への推定残留量

本農薬については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、農林水産省から魚介類に関する個別の残留基準の設定について要請されている。このため、本農薬の水産動植物被害予測濃度<sup>注1)</sup>及び生物濃縮係数（B C F :Bioconcentration Factor）から、以下の通り魚介類中の推定残留量を算出した。

### （1）水産動植物被害予測濃度

本農薬が水田及び水田以外のいずれの場面においても使用されることから、水田P E C tier2<sup>注2)</sup>及び非水田P E C tier1<sup>注3)</sup>について算出したところ、水田P E C tier2は0.080ppb、非水田P E C tier1は0.094ppbとなったことから、非水田P E C tier1の0.094ppbを採用した。

### （2）魚類濃縮性試験

<sup>14</sup>Cでフェノキシ基を標識した<sup>14</sup>C-シラフルオフェン（0.001ppm）を用いた28日間の取込期間及び42日間の排泄期間を設定したブルーギルの魚類濃縮性試験が実施された。<sup>14</sup>C放射能濃度分析の結果から、総残留放射能（T R R）としてのB C FはB C F<sub>ss</sub>=816と算出された。

一方、合わせて実施された3日後及び21日後の可食部、非可食部及び魚体全体における代謝物の定性の結果、3日後の非可食部において、極性代謝物が9% T R R未満認められた以外は、いずれもシラフルオフェンであった。

本魚類濃縮性試験から、シラフルオフェンのB C Fは、B C F<sub>ss</sub>=816と算出した。

### （3）推定残留量

（1）及び（2）の結果から、水産動植物被害予測濃度：0.094ppb、BCF：816とした。

$$\text{推定残留量} = 0.094\text{ppb} \times (816 \times 5) = 383.52\text{ppb} = 0.38352\text{ppm}$$

注1) 農薬取締法第3条第1項第6号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬の登録保留基準

#### 設定における規定に準拠

注 2) 水田中や河川中での農薬の分解や土壤・底質への吸着、止水期間等を考慮して算出したもの。

注 3) 既定の地表流出率、ドリフト率で河川中に流入するものとして算出したもの。

(参考：平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書)

#### 8. 乳牛における残留試験

乳牛に対してシラフルオフェンを小麦粉団子中に混和し 14 日間強制経口投与 (20、40、80mg／牛・日<sup>注1)</sup>) し、牛乳に含まれるシラフルオフェン含量を測定したところ、投与開始後 1～14 日後及び最終投与後 1～7 日後の残留量は、20mg 投与群で<0.05～0.10 ppm、40mg 投与群で<0.05～0.20 ppm、80mg 投与群で<0.05～0.24 ppm であった。(定量限界 : 0.05 ppm)

注) 「農薬の登録申請に係る試験成績について」(12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知) の運用について(13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知)で、乳牛は、1日1頭当たり稻わら2 kg または飼料作物20 kg を摂取するものとして投与量を算出することとされており、20 mg／牛／日は、飼料である稻わら中の濃度として10 ppm に相当する。

乳牛に対してシラフルオフェンを散布した稻わら(乳剤散布群: 10、20、40mg/頭・日、粉剤散布群: 10、15mg/頭・日) またはシラフルオフェンを小麦粉団子中に混和し 14 日間強制経口投与 (10、40mg／牛・日) し、牛乳に含まれるシラフルオフェン含量を測定したところ、投与開始後 1～14 日後及び最終投与後 2 日後の残留量は、シラフルオフェンを小麦団子中に混和し 40mg 投与した群で<0.05～0.10 ppm であり、それ以外の全ての稻わら及び小麦団子投与群において定量限界未満であった。(定量限界 : 0.05 ppm)

#### 9. AD I の評価

食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号及び同法第 24 条第 2 項の規定に基づき、平成 19 年 10 月 12 日付け厚生労働省発食安第 1012001 号により食品安全委員会にて意見を求めたシラフルオフェンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量 : 11.0 mg/kg 体重/day

(動物種) イヌ

(投与方法) 混餌投与

(試験の種類) 慢性毒性試験

(期間) 1 年間

安全係数 : 100

AD I : 0.11 mg/kg 体重/day